

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十四号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村幸太郎君

理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君

大泉 寛三君 川本 末治君

佐藤 親弘君 田中 啓一君

吉田吉太郎君 床次 徳二君

久保田鶴松君 立花 敏男君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

地方自治庁次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

同日

委員尾関義一君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の名目で

委員に選任された。

門司亮君が理事に補欠当選した。

同日

三月十五日

委員尾関義一君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の名目で

委員に選任された。

門司亮君が理事に補欠当選した。

同日

三月十五日

委員尾関義一君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の名目で

委員に選任された。

門司亮君が理事に補欠当選した。

同日

三月十五日

委員尾関義一君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の名目で

委員に選任された。

○前尾委員長 これより会議を開きま

す。

法案の審査に入る前に、この際理事

の補欠選任についてお諮りいたしま

す。すなわち理事門司亮君が去る五

日、一度委員を辞任いたされたの

で、理事が一名欠員になつております。

その補欠選任を行いたいと思ひます

が、これは投票の手続を省略して、委

員長より指名するに御異議ありません

か。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認め、門

司亮君を理事に指名いたします。

○前尾委員長 次に地方税法の一部を

改正する法律案及び地方財政平衡交付

金法の一部を改正する法律案を一括議

題として質疑を続行いたします。門司

君。

○門司委員 この前に大体聞いており

ますので、きわめて簡単に少し聞いて

おきたいと思ひます。

最初に聞いておきたいと思ひますの

は、三十一條の三の問題であります。

「加算法によつて算定する最初の事業

年度」と書いてあります。さらに「同

項の規定によつて算定した額に当該固

定資産の帳簿価額を政令で定める基準

によつて」と書いてありますので、

これは年度の税法の改正によつて新た

に設けました加算法に関連した政令で

あつて、特にこの内容をこの際聞いて

おくことがいいのじやないかと考へて

おります。もしこの「価額を政令で定

める基準」というものが、今お話をえ

るなら何つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 これは、控除法

をとつております法人が、加算法に切

りかへます場合の特例の措置をこの

一号、二号に書いておるわけでござい

ますが、その場合に問題になつてござ

いますのは、固定資産の問題でありま

す。すなわち控除法をとつております

ると、固定資産を購入いたしました場

合におきましては、その購入代金の金

額を一時に差引いてしまふので、

今度それを加算法にかへて参ります

と、加算法の場合においては、年々減

価償却額を控除して参ることになりま

す。そうしますと、ある特定の企業が

一つの固定資産を買い入れました場合

に、控除法ですべて全額差引かれてお

りますものが、加算法になりますと、

また年々減価償却額だけ差引かれると

いうことになりまして、重複いたして

参りますので、そういう場合におき

ましては、減価償却額を差引きますか

わりに、それに見合ひまして、将来差

引かれて参りますべき減価償却額に

相当いたしますものを、附加価値額

に加えておきます。そして両方を見

合つてやつて行く、こういう意味の調

整を加える必要があるわけなのであり

ます。それをこの一号にうたつてい

るわけでありまして、すなわち「加算法

によつて算定する最初の事業年度の附

加価値額は、前條第一項の規定にか

かわらず、同項の規定によつて算定した額

に当該固定資産の帳簿価額を政令で定

める基準によつて調整した額を加えた

額とする。要するに帳簿価額として減

価償却をしましたその残りが残つてお

るわけでございますが、それを附加価

値額の方に加へまして、そして一方年

年の減価償却額を落して行く、そして

両方見合ふようにしておるわけであり

ます。ただ帳簿価額をそのまま加へま

す。これを政令で定める一定の基準によつ

て調整をして行く。帳簿価額としては

買い入れましたときの額が残つてお

るわけでございますから、それを政令に

定める基準によつて、一定の倍率で調

整をした額を加へるというわけであり

ます。この内容につきましては、ただ

いまここに用意いたしておりません

が、そういう趣旨で調整をする基準を

設けようということでございます。

○門司委員 趣旨は今の御説明の通り

だと私も考へております。ただ聞いて

おりますのは、税法の切りかへになつ

て参りますと、実はここにいく問題を

残しておきますので、従つて政令で出

される場合にいたしても、よほど

早くこの問題が処理されないと、業者

の方では相当迷惑すると思ひます。

従つて私は今内容がもしわかりなら

聞いておきたいと思ひましたが、十分

におわかりでないということですし、

わからないのもしょうがないと思ひ

ます。またあとでお聞きすることにい

たします。

次に聞いておきたいと思ひますの

は、三百四十四條から三百四十七條ま

で削除されております。これは使用者

にかけた税金であります。これを

削除することによつて、一方には従来

の不合理が是正されることは当然であ

りますが、一方においてこれであつた

一つの不合理が出て来るのじやないかと

思ひます。それは従来の庶民住宅その他

に對します使用者課税というものは、

非常に不都合であつたと思つてお

ります。それが別に、いわゆる高

級官吏諸君の使用しておりますもの

が残されておる。これを庶民住宅と同

じような形で、全部一ぺんに削除して

しまふということについては、多少われ

われとしては異論がある、実はこう考

へますので、これを除かれた理由を、

もう少し詳しく聞いていただ

きたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 使用者に對しま

する固定資産税を廃止いたしました理

由といたしましては、そも／＼固定資

産税は、結局固定資産を所有してあり

ます者に対する課税でございます。さ

から、そういう趣旨から申しますと、

と、使用しておる者に課することは理

論的に申しても、少しおかしいじやな

いかという、一つのりくつと申します

が、理論の上にも問題があります。の

と、たゞいま御指摘のような庶民住宅

等につきましては、使用者課税をするこ

とについては、實際上の政策の問題と

しても適當でない、こういうことがあ

るわけでございます。そういうよう

な見地からこの使用者課税を廃止いた

す。

○鈴木(俊)政府委員 使用者に對しま

する固定資産税を廃止いたしました理

由といたしましては、そも／＼固定資

産税は、結局固定資産を所有してあり

ます者に対する課税でございます。さ

から、そういう趣旨から申しますと、

と、使用しておる者に課することは理

論的に申しても、少しおかしいじやな

いかという、一つのりくつと申します

が、理論の上にも問題があります。の

と、たゞいま御指摘のような庶民住宅

等につきましては、使用者課税をするこ

とについては、實際上の政策の問題と

しても適當でない、こういうことがあ

したわけであります。もちろんただいま御指摘のような官舎、公舎等で、いわゆる義務的に入つております者は、これは現在も但書で抜いてはいるようなわけでございまして、問題はないわけでございますが、それ以外の一般の官舎、公舎等で負担の能力があるような者についてまで使用者課税を廃止する必要はないかという点、確かに御疑問のようでありまして、確かにそういう点もございまして、使用者課税全体といたしまして、法の制度の上ではこれを廃止いたしましたけれども、その地方団体の実情によりましては、特に條例によりまして、法定外の普通税の一つとしてそういうようなものに課税をすることも、もちろん一定の法定外課税の條件に合致するものでありさういたしますれば承認せしめ得るわけでございまして、ただ一般的に制度としては今回これをやめたい、こういう趣旨なのであります。

○門司委員 ちよつと法文はあととどりをしますが、三百三十三條の市町村民税の法人課税の問題であります。法人課税につきましては、所得税の標準税率を百分の十として、制限税率を百分の十一にいたしておりますが、これは個人の百分の十八であつて、さらに最高限度を百分の二十に押えておると法人との差が、少しあり過ぎるのではないかと考えるので、これではただほとんど申請的にこれをかけられておるといふうちにわれ／＼には考えられるが、この個人と法人との差をこゝういふうにおつけになつたことの理由を、この際お聞かせおきを願ひたいと思ひます。

○鈴木(健)政府委員 この法人税制を創設いたしました理由をいたしましては、シャープ第二次勧告におきまして、配当所得に対する課税が脱落しておるから、その部分をとつたらいであらうというふうな勧告があつたわけでございますが、そういう課税漏れの問題につきまして、個々の義務者からとりまざるよりも、その源泉の法人においてこれをまとめてとつた方が徴税の上でも便宜である、こういうふうな趣旨から設けましたのと、半面いろいろ国会におきましても御議論のあつたこと、個人法人間の権衡上、全然法人から所得割をとらないというのでは、不適当でないかという御議論がございまして、また法人は実在せずというふうな考え方、單に個人の事業活動の手段とのみ見ますことも、どうであらうかというふうなことを、いろいろ考え合せました末、法人税制をとるようになつたわけでございまして、ただ現在の法律におきまして、これを全然とらないようにいたしておりますところへ持つて参ります、いきなり個人と同じような形であることをとるということにつきましては、やはり法人に對します、たとえは資本蓄積その他の見地から申しましたも適當と考えられませんが、大体この法人税額の一律程度を一つのめどにいたしまして、これを標準税率といふと同じやうに百分の十八あるいは百分の二十といふことにいたしますれば、個人法人間の均衡が一応それとれるやうにはなりますけれども、国税の法人税等との關係から申しまして、やはりそれは適當しやない、また資本蓄積の

上からもどうもそこまで行くのはや行き過ぎであるという見地で、このやうな税率を考えた次第でございます。○門司委員 ただ便宜的に、さつき申し上げましたように申請的に法人に税金をかけるというふうなことでなくして、やはり税金であります以上は、法人と個人との間の均衡が十分とはいへないやうなことが、われ／＼としてはいのじやないかと考えられるのであります。一応政府の御意見がさうであるといふことだけを聞いておきたいと思ひます。

その次にもう一つ、前にさかのぼつて参ります。二百九十五條の問題であります。市町村民税の非課税の範囲であります。非課税の範囲の中に新たに加えられたものは、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、これは當然であります。それから前年中に所得を持つていなかった者、これは大体一応考えられるのであります。その次の「不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦」と書いてあります。これは年齢を六十五年とするか六十年にするかについては、一応議論はあるかと思ひますが、われ／＼は少くとも現在では五十五歳を職業的に一応年齢の満期といたしております以上は、その後の生活の状況にもよります。大体労働の能力は一応觀念的には低下したものと考えられて、十分に従来の労働能力を発揮することができないといふことが、停年の線を引き一つの觀念になつておると思ひのであります。そうすれば従つて収入の面にいたしても、五十五歳が一応は限度として考えられる。従つてこれを六十五歳に延ばすことになつて参りますと、これはかなり普遍施行されておる停年制と税金との間の食い違ひが非常に多くなつておるが、これをわれわれとしては六十歳くらいが至當ではないかと考えておるが、六十五歳に定められた政府の考え方、同時にこの中には失業者の問題が入れられていないのであります。今日の失業者は必ずしも従来の失業者のように、きわめて短い間の失業者として考へるわけには参りません。現在の社会では相当長期にわたる失業といふものが必ず生れて来ると思ひ。従つて職安その他に手帳によつて登録されておる者に対しては、当然免税にすべきではないかというふうに考えておる。これが、この免税の範囲を広げたのにもかからず、それらの問題がここに書いてありませんが、そういうものについて政府は考えられたかどうか。

○鈴木(健)政府委員 第一の六十五年というところで押えるのは、年齢の押え方が高過ぎるのではないかと御心配でございまして。この点は、政府といたしましていろいろ考慮いたしたわけでございまして、御指摘のごとく五十五年を一つの活動の停年としておられますやうな事例は、会社銀行等にあるによりましては六十五年、あるいは六十年といふやうなところで押えておるやうなものもあるやうに存しておるのであります。ここで書きましたのは、要するに一般の問題としてこのやうなものを非課税にするという原則的な規定でございまして、やはり實際の問題といたしましては、六十五年未満の者は、その上にあり過ぎる不具者、あるいは未成年者等と比較いたし

まして、さほど活動能力において落ちるものではない。實際もさういふやうに考へられしたので、国税の所得税の場合と同じやうな考え方、六十五年以上の者といふやうに押えたのであります。もちろん六十五年未満の者でございまして、一、二、三に該当するものでありますならば、当然にこれは非課税になるわけでございまして、是非課税になる事由があります。合には、その個々の事例の問題として減免の措置が講ぜられ得るわけでございまして、六十五年に押えまして、さほどの支障はない、かように考へております。

いま一つ失業者の問題でございまして、これもなるほど賦課期におきまして職を離れておるといふことであります。そのときは所得がないといふことが一応言えると思ひますけれども、前年においてはさうと職にあつた、あるいはその後職につき得る状態になるかもしれないわけでございまして、ただ現に賦課期において失業しておるといふことだけで、非課税にいたしますのは適當でない、やはりその者が肉体的にも健全であり、十分活動能力を持つておる者でございするならば、国としてもさういふ失業者をできるだけすみやかに就職せしめるといふ、そちらの方の処置を講ずべきであつて、現在の失業の状態だけで、ただちに非課税の範囲に入れるといふことは適當でない、かように考えたのであります。もちろん失業者で前年所得が全用を受けるというやうな気の毒な状態にありまする者は、さういふことで当然に非課税になるわけでございまして、

で、運用といたしまして、特別な支障はないのではないか、かように考えた次第であります。

○門司委員 どうも政府の考え方は少しおかしいと思うのです。年齢にいたしまして、六十歳以上の者も十分仕事ができ得るとして、これを停年にしておらない官庁、会社があるいはあると思ひますが、それは肉体的にも、あるいは精神的に申しまして、その労力に耐え得る職務でありまして、今日一般に通念として考えられております五十五年といふものは、大体主として肉体労働者がこれに該当するわけでありまして、それらの諸君は、他に職を求めるといひまして、なか／＼困難な状態である。従つてわれ／＼といたしましては、やはり六十五年といふこの十年の開きがあつては、せつかくこの十年の間に規定がありまして、きつめて少額の所得者に対しては、あまり恩恵がないのではないかと考えられる。ことに六十五歳あるいは七十歳で十分収入を得て、そうして一つの社会に出て働く階級といふものは、日本の現在の段階では、その比率から行けばきつめて少数の人であつて、大部分の人は、やはり五十五歳の停年満期になれば、その後は失業の状態に追い込まれるのが、私は現在の社会では通念じやないかと考える。そうなつて参りますと、どうしてもこの年齢は引下げることが正しいのではないかというのと、さらに失業者の問題であります。失業者はなるほど今のお話のようではあります。しかし今日の社会の現状で、失業したておられます者に對し、前年に収益があつたから税金を納めろと申しまして、それは事実

上私は不可能だと思ふ。社会の一般の情勢が非常に平穩というか、常時の場合には、あるいはそういうことも多少あてはまらぬとも限らない。働いておるときに多少の貯蓄その他があるならば、翌年度失業いたしましたとしても、あるいは支拂う能力を持つておるかも知れない。しかし今日の日本の労働者は、おそらくその日／＼の生活をするに對して、非常に困難をきかめておつて、働いておつてすら、なおかつ税金を納めるといふことは非常に困難な状態だと私は思う。しかるに失業しておるが、しかし前年度収益があつたからこれに税金を課するといふ、これは徴税の一つの技術から来た行き方でありまして、これによつて、お前さんは働いておつたから、今年は失業しておつても税金を納めなさいといふ行き方は、私どもとしては相当無理が出て来るのではないかと、さうに考えられる。従つて失業者といふども、いろ／＼期間その他の問題はありますが、少くとも職安に登録いたしました者は、失業者といたしましても、当然長い間の失業者でありまして、たとえ労働者の場合で言いまするならば、六箇月の健康保険の期間が切れて、その後をどうしよう／＼な手続をなされておるのではないかと考へられる。そういう場合に、前に相當な長い期間を置かれた後における登録でありまして、当然失業者といふものが、やはりそういう意味でこの中に含まるべきである。ことに失業者がただちに就職して行けるような情勢は、まだ当分日本に來ないといふうに考へられますので、この点については、私どもただちに承服するわけ

けには参らぬと思ふのであります。それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、固定資産税の問題であります。実は国有財産を使用しておる会社、工場等があるわけでありまして、この国有財産が相當な価格で使われておるといふことになればいいかと思ひますが、往々にして国有財産がほとんど無償で貸與せられておるといふような状態に私はあると思ふのであります。これらに對しましては、やはり以前の使用者税のところでも申し上げましたように、使用者としての税金を課することが、税の均衡の上からいへば正しいのではないかと考へております。国有財産を無償で使用しておるものが、これに對して何かお考へになつたことがあるかどうかということ。

それからもう一つ聞いておきますが、固定資産税の問題で、法の三百五十條は、現行ではもうほとんど役に立たない條文だと思ひますが、この三百五十條といふものは、やはり生かしておかなければいけないのかどうか。

○鈴木(徳)政府委員 国有財産を無償で借りまして事業をいたしておるようなものに対する使用者税を廃止することについては、疑問があるといふお尋ねでございますが、国有財産を使用しておる場合におきましては、やはり何かの名義によりまして、使用料を拂つておる場合が多いと思ふのであります。その使用料におきまして、これは調整されたいと思ひますが、御指摘のごとく、使用料を全然とつていないといふようなものも、まつたくなうといふことはないと思ひます。そういうやうな問題につきましては、先ほど申し上げましたように、一般的な制度として使用者に対する固定資産税は廃止いたしたけれども、個々の地方団体がその団体の財政需要、財政収入をにらみ合せまして、とりたいてい思ふ場合におきましては、法定外普通税という形式におきまして、法定外普通税の要件を満たします限りは、これをとることは何らさしつかえないわけでございます。また御指摘のやうな問題につきましては、それ／＼の団体の実情によつては、それ／＼の団体のやうな使用者税をとらなければやつて行けないやうな団体が多いのではないかと、従来使用者税によつて相當多くの財源を得ておりましたやうな団体であります。ならば、法定外普通税を起して、さういふやうなものをとるものも出て来ると思ふのであります。さういふ団体におきまして、さういふ方式をとりますことはさしつかえない、かように考へておるのであります。

それから三百五十條の「二十五年年度の固定資産税の税率に關する特例」という規定を削つてもいいのじやないかと、あつては別に支障がないわけでございます。また、また過年度の徴税などをいたす場合におきましては、これをかりに削るといたしますと、また附則の方で、従前の例によつて規定を活用しなければならぬやうなこともなおります。また将来の問題といたしまして、経過的な動きがわかりますから、特にこれを削除する必要はないのではないかと、さういふ一応このままに存置した次第でございます。

○門司委員 二十五年年度の特例に關する條文でありまして、この條文を削らなかつた意圖は、さつきの鈴木さんのお話の中に、多少税の調整の上に必要でなからうかといふやうな口吻があつたように私は聞きとれるのであります。が、もしさうだいたしたとすると、税率の変更をなし得るといふことに考へられる。二十五年年度の徴收に對して、將來といふと非常に長い話のやうであります。が、今ただちに一月一日にこの変更は事実上できなかつたが、しかし年度内には税率の変更ができることになり、これに對しては、さういふやうなことがどうかと思ひます。私はその点は非常に疑問があると思ふのです。従つてこれを法文通りに二十六年度の一月一日中にしかできないといふことになれば、問題は起らぬと思ひますが、今のお話では、残しておつた方が都合がよさうに聞えるのであります。が、都合がいいといふことは、年度内において税率の変更ができるというやうに解釈できるのかどうかといふこと。もしさういふことになるといたしますと、実はこれには相當議論が生れて来ると思ひますが、この点をもう一度聞かしていただくかと思ひます。

○鈴木(徳)政府委員 私のただいま申し上げた意味は、さういふ意味ではないのでございまして、もちろん三百五十條の第二項で、固定資産税の收入見込みが五百二十億を相當上まわるか、相當下まわるかといふことによつて税率を変更できるのは、御指摘のごとく二十六年度の一月中だけあります。すでに財政委員会におきまして

は、五百二十億にはなりません、それに非常に近い数字になるという認定をいたしまして、これを變更しないといふことを決定いたしております。従つてこの税率を變更するという考えは全然ございません、また法律上も不可能なわけでございます。先ほど私が申し上げました趣旨は、そのように決定せられました二十五年度の税率を前掲といたしまして、二十五年度の固定資産税につきまして、過年度の徴税を二十六年度になつてからやるとか、いろいろな場合におきましては、やはりこの規定による税率によつて計算をいたさなければならぬわけでございますから、そういう意味でもこれを創るといたしますと、附則において、二十五年度分以前の固定資産税については、なお従前の例によるというように、これを置かなければならぬわけでございますので、そういうめんどうなことをしないで、これはちよつと目ざわりになるかも知れませんが、これをこのまま存置しておこう、こういう趣旨なのでございます。

○門司委員 目ざわりと言つておりますが、こういういらない規定を存置しておくといふことは、せつかく法の改正が行われておりますのに、なるべくこういうものはとつておいてもらいませんと、さつき申し上げましたような、解釈のいかんによつては、いろいろな誤解を招くおそれがあると私は考へておるのであります。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、非常にこまかい問題であります、四百二十三條の問題であります。この四百二十三條にはいろいろたくさん書いてありまして、固定資産課

税台帳に登録された事項に對しするいろいろの不服のあつた場合の審査を決定する委員の數であります、これが二項には、定数は三人とするといふておいて、八項には、そういう問題を処理すべき事務が多いと認める市は、前二項の規定にかかわらず、これを十五人まで増加し得る、こういう規定があるわけでありまして、そうしてその中で部会をこしらへて、三人の委員でこれを処理させる、こう書いてあります、私は、これは、こういう法律を書かなければならぬかつた当局の経緯といひます、考え方をおきまして、この規定は、固定資産税の課税台帳に登録したる場合に、現行のままでこれが行われまゝと、私は必ず大きな問題を起すおそれがあると思へております。土地台帳法、家屋台帳法が修正されて、賃賃価格の制度がなくなつて、そうして固定資産税の課税を登録する場合に、登記所の課税価格が大体中心になつて、これに課税されるということが法律ではつきりいたして参つております、登記役場に登録された価格が、従前の通りのもので、この改革がまだ行われておらない。ここにいろいろの問題を起す大きな原因がある、こういうふうには私は考へておるのであります。従つて、こういう條文を入れなければならぬほど問題を多く起すのであらうといふことが予測されて、こういう條文が入れられたと考へる。そういうしますと、非常に不平のある者がたくさん審査を要求して来るために、審査員をふやさなければならぬといふことが法律で明示

してあります以上は、この不服をなすたけなくする以上は、課税台帳をこしらへる面においても一つ考へられなかつたかどうかといふことであらう。この点税金については、二十五年度におきましては、賃賃価格の九百倍といふようなものを一応使つておきます、さらには償却資産につきましては、御承知の通りの税金をかけております、御承知の通り、固定資産台帳に登録するが、これらの問題が賃賃価格の台帳によらないで固定資産台帳に登録され、それが課税の基礎になつて来る、ということになつて参ります、私は現行ではいろいろの問題を起して来ると思ふ。従つてこの課税台帳の作成の際に、今の登記所に届けております課税価格を、何らかの方法で適正な価格に直して行くといふようなことが考へられなかつたかどうか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 固定資産の評価の問題でございますが、これはたゞいま門司さんの御心配になられましたことと、二十五年度は非常に画一的に機械的にやりましたので、そういう決定自体に對する文句はいろ／＼あつたわけでございます、その点は非常に遺憾に思つております、二十六年度以降におきましては、すべて客観的に価格を決定することになりますので、むしろ決定自体が動かし得るものになります、関係から、従つて固定資産評価員のきめました価格につきまして、納税者の側においていろいろ不満が出て来る場合が多いであらうといふ考へ方から、当初予定いたしました三人の固定資産評価審査委員会だけでは、なか／＼困難であるといふふうに考へたわけであり、従つて大都市等におきましては、最大限十五人の固定資産評価審査委員を置く、こういうふうにしたしたのでござい、そのうち固定資産の価格の決定につきましては、御心配のごとく、土地にいたしましては、宅地と農地では違ひます。お話のごとく宅地につきましては、賃賃価格でやらないで、売却価格でやらないで、また農地につきましては、収益還元法の価格をこしらへなければならぬ、これも、再取得といふふうなことになる、再取得といふふうなことになる、客観的に公正に決定いたし、しかもそれ／＼の種類の固定資産の中で、相互に權衡を保つて、公平に価格を決定するといふことは、非常に困難なことであります。このことに関しましては、地方財政委員会が目下鋭意評価基準を作成いたしております、また都道府県知事といひまして、地方財政委員会と同じく、市町村の固定資産評価につきまして、技術的な指導に應ずるよう義務づけられておりますので、府県におきまして、それ／＼研究をいたしておるわけであり、この地方財政委員会及び都道府県知事の両者の評価基準の作成、指導方針の作成にあたりましては、それ／＼土地なり家屋なり償却資産等に関しましての評価の専門的知識を有する者、あるいは専門的経験を有する者をいろいろ参考のために呼んでおりまして、できるだけ公正な評価基準をつくらうと指導しようといふことで、今せつ／＼努力中でございます。またこれが最後の評価基準であるといふ確定版はできておりませんが、近くそれができるとは、それによつてでき

るだけ公正な指導をいたさうといふうにいたしておる次第であります。

○門司委員 今の御答弁からのことですが、そうすると本年度の予算に地方財政の予算に組まれておりますものが、この表によりまして、やはり九百倍が規定されておるわけであり、九百倍でなく、この法律では「時価」という文字を使つて、価格は「適正な時価をいう」といふふうな三百四十一條にはつきり書いてありますので、これが今度の税の算定の基礎になるわけであり、その算とすると算との関係のらみ合せは、大体九百倍で予算を組んでおつても、これで予算の収入の面では大してさつ／＼かえないといふような考へで、これが組まれておるか、この点を、これからちよつと離れるようすが聞いておきたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 財政計画をつくり、その際、どういふふうな固定資産税を見込むかといふことは一つの問題でございます、当時までの知り得た限度におきまして、たとへば、勘定でござい、そういふところで従来土地に関する調査あるいは市街地に関する調査をやつておるわけでございます、そういうつたような、今までも手に入れたところの土地なり家屋なりの価格の比を一応見てみま、と、大体ごく大ざつぱに申しまして、九百倍に近いような数字が得られるのであります。もちろん個々の場合に當りましては、千倍を越えるものもあり、とうてい九百倍に達しないものもあるわけでございます、總体計算として平均の額を見ます場合には、やはり大体九百倍といふ数字が近いよう

に思われておるのであります。そういう意味から、予算の場合におきましては九百倍という数字を押えた次第であります。

○門司委員 これ以上は私はこの前聞きましたので聞きませんが、今のお答えはとも承服しかねるのです。大体九百倍といつておるが、日本の土地が九百倍で売れるところなんかありませんし、ことに田、畑といふものの価格が現行法によりますと大体一万八千円くらいにの価格に税金はついておるわけでありまして、農林省が買上げた価格は七百六十円でありまして、これに二・五倍をかければ一万八千円になる。農林省が、たとえば小作料を七倍に上げました算定の基礎になつた収益の率は四百九十八円五十三銭だつたと思ふ。これに国債利子をかけて参りまして、九千六百三十三円というのが収益の面から見た田一反の全国の平均の価格だと思ふ。そうすると、九百倍という数字は、大きな開きを持つておるわけでありまして、大体これの半分くらいが正しい価格ではないかということがわれ／＼には考えられる。それが大体似たような数字であらうからというので、予算の場合に組まれたということになると、私は予算執行の上になかなか大きな財政上の収入欠陥が出て来るのじやないかというように考えるわけでありまして、しかし政府はそういう考え方でおられるとすれば、われ／＼はそういうことを非常に危惧するということだけをこの機会に申し上げて、ここで修正してもらいたいということとはただには申しません。

それからも一つ、さつき聞きましてたことで聞いておきたいと思ひます

が、委員を十五人にふやされたという原因は、苦情が非常に多いだらうということとを予測されてふやされたということに解釈してさしつかえありませんか。それからも一つ、これは五大都市であるとか、あるいは大きな自治体は、当然事務の幅渡からいへば、なにとが考えられるので、十五人という数字も適當かと思ひますが、その他の一般の都市に對しては、この十五人までふやすことができないという規定が設けてありますと、私はいへば、な面で問題を起すのではないかと、さうに考えられる。やはりさういふものの数字といふものは、適當な数字にいたしておきませんと、必要以上にこの数字が少くても困るでしようが、多過ぎてもなか／＼事務の遂行の上にはさう／＼意見を持つて来ると思ひます。この点は苦情が非常に多いということを見通してさういふことがされておるのか。

それからも一つ聞いておきたいと思ひますことは、三人ずつの委員で分担するということになつておりますが、これは前條に三人という規定がされておるもので、この規定にのつとつてどこまでも三人ずつということにされておる、私はさう解釈してありますが、大体さういふ解釈でよいのかどうかということ、それから繰返して申し上げますが、苦情が非常に多からうといふことの予測のもとに、政府は十五人にふやされたかどうか。この点を伺つておきたい。

○鈴木(健)政府委員 固定資産の評価につきましての苦情といふのは、仰せのやうに非常に多いであらう、当初予測いたしましたよりも、やはり相当多

いであらうといふような考え方から、市町村のうち、特に市だけに限りまして、最高十五人までの委員を置くことができるというようにいたしましたわけでございます。ほかに他意はないのであります。

○藤田委員 今度の改正案を中心に簡単に伺ひたいと思ひます。

まず第一番は、去る一月下旬に地方財政委員会から国鉄、専売公社、日本放送協会等に対する地方税の課税について勧告がなされておりますが、この際これらに對する政府の見解をお伺ひしておきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。お説の通り地方財政委員会から国鉄その他の對して課税をしたらいだらう、さういふことの勧告は出ております。理論をいたしましては私もその通り承服しております。ただし、さういふ段階におきましては、国鉄、専売公社なるものが国家財政との關係上、一概にこれを税金をかけて、さうしてどうなるかといふことに對しては、相當大きな影響を及ぼすことでもございまして、さういふ勘案いたしまして、この際はこれに對する財政委員会の勧告を、そのまま受入れるということを見送りまして、政府内部におきまして、十分国鉄のあり方、また専売公社、放送協会なんかの情勢をよく検討しまして、そしていかにして課税したらいだらうかといふことを十分なる結論を得まして、それから皆様方に御審議を願ふといふことにいたしました。今回は一応見送つたという形にしておる次第でありますから御了承願ひいたします。

○藤田委員 昨年度のシャウ博士の

第二次勧告を相当今回の改正案に取入れたといふことは、先般の岡野國務大臣の提案理由の説明にありました通りでございますが、この勧告に比較いたしまして、改正案はいさ／＼大幅な相違点がございまして、そのうち二点だけお伺ひしたいと思ひます。

まず第一点は、米英において非常に発達いたしております租税債權の確保方法として、リーエン制度があることは御存じの通りでございます。悪質の滞納者その他地方税の徴収の現状にかんがみまして、どうしても従来の滞納処分だけでは、この租税債權を獲得するのに十分であるから、あくまで米英のごとき租税納入に伴う担保を確保いたしまして、滞納の場合にそれを差押えて、ただちに競売して税金とするという強力な規定も必要ではないかといふふうに考えまして、シャウ博士も勧告があつたと思ひますが、これが今回は取上げられておりません。その点と、もう一つは地方税を国税よりも優先して徴収しなくてはならぬといふことは、シャウさんの勧告でも相當重要な点でございまして、今回の改正案には同順位になつております。一挙にこれをせむとも地方自治体の財政確立のためにも、国税より優先させまして、先取權を認めるということが、現実においておはしなかつたといふふうに考えておりますが、同順位でどうめられましたか、この点に何か特別の理由がありましたならば、お伺ひしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。第一点のリーエン制度でございますが、これはお説の通り、地方税確保のためにはこれを採用した方がよいとい

うような考えをわれ／＼は持つております。ただ問題といたしましては、これを實施いたしますにつきましては、経済界に對する影響といふものも相當考へなければなりません。これが第一点。

それから第二点といたしまして、あれを採用するといふと、現行法におけるいさ／＼な法律の改正をしなければならぬ。その点において各方面との法制上の調節が、まだ十分でないといふ二つの点で遅れております。これはシャウ勧告を全然無視してしまつたといふわけじやございせん、経済的の観点からも検討しなければならせんし、それからまた法制上の調節といふ問題に對して、なか／＼込み入つた手直しを、各方面の法律に對してしなければならぬといふことで、手間取つておるわけでありまして、ただいま検討中でございます。

それから第二点の優先權でございまして、これは地方財政確立の意味において、シャウ勧告の通り、優先權を與えた方がよいと思ひましたけれども、しかしながら御承知の通りに、われわれといたしましては、地方公共団体といふものは地方の情勢を一番よく知つておつて、国税徴収官以上に地方の実情がわかつておるといふ意味におきまして、すでにその点において一つのアドヴァンテージを持つておるやうな見地もございまして、一応同順位にしてやつて行つたらどうか、さう考えまして、漸進的に、まず第一に今回は同順位ということにしてみました。しかしながらお説の通り、地方税確立のためには、いきなり

優先的にやつた方がよいのではないか、またそれらも非常にいいことである、こう考えますけれども、私自身といたしましては、先ほど申し上げましたような、地方は地方の住民並びにその情勢をよくわかつておるから、同順位にしてはどうか、こういう考えでやつております。しかしこれはこのまま永久にやつて行くという考えではございませぬ。一応同順位にしてみても、その結果を見てみたい、こう考えております。

○藤田委員 税制改革後の地方税の徴収状況は、税法の実施が遅れた関係もございまして非常に不成績であります。一月末現在大体五〇〇程度にとどまるという状況でございまして、この情勢下におきまして、今回の改正案に基いた二十六年度の地方税の徴収見込額は二十五年度に比較いたしました、約一割、百八十億の増徴になつておりますが、はたして約一割の増徴の見込みがありますかどうか、法律の改正に伴う増徴もございまして、今年の基準というものが、まだ不安定でございまして、その上に一割の増徴を見込んだというところは、非常に危険ではないかというふうな気がいたしますが、この点お伺いしておきます。

○岡野委員長 藤田委員の御危惧の点もよくごつともございまして、税法の施行が遅れまして、各地方公共団体とも極力徴税に力を入れておりますが、先ほども仰せの通りに一月末における徴収実績は五〇〇くらいということになつておりますが、しかしわれわれの考えといたしましては、大体千九百八億四五月末ぐらゐまでは徴収でき得る、こういうふうな見込みを地

方財政委員会の方でもしておるようございまして、それからもう一つ二千八百七億、すなわち百八十億程度、本年度に比較しまして来年度は増徴になるわけでございます。私はこの点におきまして、二十五年度とは違ひまして二十六年度は四月一日から、すなわち税法の欠陥による空白状態がなく、完全な四月一日から徴収ができるということになつております点において、今年よりは徴収もしやすいし、また納税者の方でも納税しやすいという一つの点がございますこと、それからもう一つは、御承知の通り最近の一般経済界の景気が上昇しておるものでございまして、その意味におきまして、今年よりは来年度の方が徴収がしやすい、こう考えておられます、この案を皆様方に御審議願ふ事前に、十分その辺のことも見当をつけましたけれども、財政委員会並びに自治庁の意見としましては、大丈夫だ、こういうふうな自信をもつて提案をしておる次第でございまして。

○藤田委員 次は各税目に関して簡単に伺ひたいと思いますが、まず第一は附加価値税が明年の一月一日から実施になることになつておりますがこれを會計年度と同様に四月から実施するといふお気持はございせんか。會計年度と一致せしめる方が、すべての点に有利ではないかというふうに考えておりますが、この点どうお考えでございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 附加価値税の実施の時期をどこにとるかということでございますが、これはもちろん四月一日というふうに押えても押えられないことはございせんけれども、実際の

法人の會計年度からいたしまするといふと、十月一日に始まりまして、三月三十一日に終りますものが、たしかほとんど八割近くを占めておるのじやないかと思ふのであります。そういたしますと、四月一日からということになりますと、その関係は若干調整ができるとは存じますが、個人の課税の方から申しますと、暦年ごとに計算をして行くというのが一つの考え方でございますので、いずれによるか問題がありまますが、大体暦年主義をとつた次第でございまして。

○藤田委員 その点にしましては、ひとつこれはほかのいろ／＼な税の徴収時期の分割状況等も勘案されまして、政府におかれましては実はいま一応御検討をお願いしたいと思つております。大體最後の納税期が一月から二月ごろにまたがつておる税目が相当ございまして、こういうものと勘案いたしまして、納税者の便利からも、徴税の事務能率からも、四月からが非常に便利ではないかという有力な意見を、われわれは再三三々聴いたしておりますので、まだ期間もございまして、再検討願ふれば非常に好都合ではないかというふうに考えております。

それから次に伺ひたいのは、法人の事業税にしましては申告納付制度をとられておりますが、個人の事業税にしましてこの制度を採用されておられません。この点にしましてはわれわれもいろ／＼想像はいたしておりますが、政府からその理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 申告納税制度は、理論から申しますれば、民主的な納税制度ということだけつこうなわけでございますが、何分一挙にそういう方式に進みますことにつきましては、実情に即しないものがあるわけでございまして、法人のような会社の企業経理を確実にいたしておられますものから、まず漸進的にやつて行きたい、国税の場合のいろ／＼な経験にかんがみまして、個人についてはこれをただちに及ぼして行きますことは、どうも現在の実情に即しないのではないかと、この点、とりあへず法人についてだけ、この方式をとつて来た次第であります。

○藤田委員 次は市町村民税ですが、この市町村民税の所得割の算定が、前年度の所得を基準といたしております関係上、二十五年度におきましては所得割が約六百四十億の減額になつております。これをそのまま市町村民税の所得割と勘案いたしますと、約九十億減額になるわけでございまして、従いまして今回法人に対する新たな所得割というものが考えられたのではないかと思います。ところが今回の改正案によつて見ますと、所得割が一〇〇％になつております。個人にしましては一八％である。この点もこの新制度を創設されるならば、個人との均衡を保つために、個人と同率の課税をされた方が、適當ではなかつたかという点が第一点でございまして。

第二点は、はたして法人に対する所得割の創設のみをもちつて、二十五年度の所得税の減税に伴う市町村民税の減収を補うことができるかどうかという点でございまして。

それから第三点は、徴収制度の実施によりまして、給與所得者からは完全に徴収できるわけでございまして、そうなりますと事業所得者との間に、不均衡を生じはしないかという点でございまして。この三點にしまして、立案当局の御意向を拜聴しておきたいと存じます。

○鈴木(俊)政府委員 市町村民税の法人税割と個人の所得割との税率の均衡の問題について第一にお尋ねのようでございますが、先ほどもちよつと門司委員のお話の際に申し上げましたこと、現行法の法人に對します考へ方は、法人はあくまでも個人が所得の手段であるから、個人に所得が帰着したときに個人からとる、こういう建前をとつておるわけでございまして。その考へ方から申しますならば、擬制説的な考へ方になつておるわけであります。が、やはり実情をいま一度振り返つてみますと、法人は法人として実社会に活動いたしておりますので、そういう見地からはこれに全然所得割をとなしはどうかであらうか。しかしながら法人の得ました所得が個人に帰着いたしましたときに、個人で押えるというのも確かに一つの考へ方でございますが、またかた／＼シャウ博士の指摘しておりましたように、配当所得二五％というものが差引かれております関係から、個人の所得割につきましては、その部分だけ税がかかつていない。従つてこれを補う方法として個人からとるのもいいが、それもめんどやうでありますから、一種のいわば源泉に於いて法人からとめてとる、こういうふうな考へ方、これらを見合ひましてさしたつて法人税割の一割程度をとるのが適當ではないか、こういうことになつたわけでありまして。半面また資本蓄積とかそういうふうな見地

も、若干考えたわけでもございまして、これを個人と同率までいきなり引上げ持つて参るということは、いかなるものであろうかということ、一応法人税額の10%を標準率にいたしました次第であります。

それから第二に、法人税制の創設だけによつて、市町村民税の所得税による減収を補えるかどうかという点でございまして、これについては政府といたしましては、大体補えるというふうに考へておるのであります。この数字の点は先ほどお示しいたしたと思ひますが、大体これでまかなえる、かように考へておるのであります。

それから第三の給與所得と事業所得との不均衡の問題でございまして、これは所得税におきまして、すでにこういう問題があるわけでもございまして、もちろんこういうことは好ましくないわけでもございまして、その場合の權衡を低い方に持つて行くというよりも、やはり税はこれを全部納めていただくというところが理想であるわけでありまして、給與所得の方がよけいとり過ぎるから、それを下げるというよりも、給與所得と同じように、事業所得についても納税の成績をよくしてもらうというところが必要であらうと思ひます。そういう見地からはいろいろの施設、たとえば納税の貯蓄組合でございまして、か、そういうものも考へなければならぬわけでもございまして、同時に給與所得自体につきまして、事業所得との不均衡を何らか調整せよということになりまして、これもまた勤勞控除といひますか、そういうような必要経費に相当する控除を、所得税においてどの程度に見込むかという一つの問題

になつて来るわけでもございまして、市町村民税だけの問題としてこの点を解説することは、いささか困難のように考へておるのであります。

○藤田委員 次に固定資産税について、二点お伺ひしたいと思います。

まず第一点は、課税対象のうち、償却資産のみに限しましては、免税点を現在の三倍に引上げられております。この点は家屋、土地に比較いたしまして相当アンバランスになりはしないか、むしろ家屋、土地に關しても免税の引上げをある程度考へるべきではなかつたかというふうに考へておりますが、特に償却資産のみを大幅に引上げられた理由がどこにあるか、お伺ひいたしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 償却資産の免税点を三万円に引上げましたことでもございまして、これは従来地租、あるいは家屋税といたしまして、土地なり家屋につきましては、負担がそれ／＼かかつていたわけでもございまして、償却資産につきましては過般の改正で初めて固定資産税がかかるわけでもございまして、そういうような点から申しますと、負担の急激なる変化を生ぜしめることはどうであらうかというような点を、一面考へたいたしましたのと、また償却資産の把握ということが非常に困難でございまして、ことにこまかいものにつきましては、實際問題として相当困難でございまして、また中小企業等におきましては、詳細なる償却資産まで、一々これを把握して参るというところにつきましては、やはり産業政策の面からいたしまして、必ずしも適當でないということで、徴税の實際から申しまして、大体償却資産につき

ましては三万円というところが適當ではないか、かように考へたわけでもございまして。

○藤田委員 これは市町村民税にも同様の規定ができましたが、報奨金を従来の千分の五から百分の一に引上げられました。まあ二倍になつたわけでもございまして、私の関知いたしておりました報本の三百箇町村の例からいたしますと、二十五年に於いては報奨金の恩典にあずかるというより納税者は全然ないという状況でございまして、この規定がまつた死文化いたしております。自治庁当局に何か二十五年の報奨金の支出總額の統計でもありましたならばお示し願ひたいと思ひます。一般の納税意欲を高揚するため

に倍に引上げられたということはよく理解できますが、ほとんど死文化してゐるというのが、現状ではないかと思ひますが、この点何か数字的な根拠がありましてお示し願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 報奨金の問題でございまして、これはただいまここに数字を用ひたしておりませんけれども、関西地方の都市等におきましては、ぜひこれをひとつ一割ぐらい出せるようにしてくれというような要望がかねてございまして、現在の千分の五というのを倍にいたしました次第であります。そういう一割とか二割とかいうようなことは少し行き過ぎであらうと思ひますが、事実全納いたしました者ににつきましては、一面納期限後に納めます場合におきましては利子税をとるわけでもございまして、それとの權衡ということから、大体この倍額程度のものを報奨金として出すことが理論的にも適切である、こういうこと

とでこのようにした次第でございまして。

○藤田委員 まあその点に關しましては、従来は銀行の利子の方が報奨金よりも高いというやうな状況もございまして、いろいろ苦心されたということに相俟つてございまして、この点に關しまして、われ／＼の意向としましては、いまだ少し奮発して報奨金を出していただいたかどうかというふうに、実は考へておつたわけでもございまして。

次に固定資産税のことをお伺ひしたいのは、三百九十一條のいわゆる大規模の固定資産の配分の問題でございまして、二十五年にはこの價格の仮決定をされて配分されているわけでもございまして、大工場を指定されまして、その指定の根拠、それからその配分の状況等について御説明を願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ちよつと今ここに数字を持つておりませんので、それにつきましては別途御連絡申し上げたいと思ひます。

○藤田委員 この三百九十一條の規定に關しましては、いろいろ地方で問題を起してございまして、ことさらに大規模の指定からはずされたとか、あるいは加えられたというやうな、いろいろの問題が起きておりますので、いづれ数字の根拠をおまとめ願ひまして、説明を願ひたいと思ひます。

時間がございせんので最後に国民健康保険税のことを、簡単に伺ひたいと思ひます。この規定によりまして、納税者一人について、一万五千元を越えることができないということになつておりますが、實際は四万、

五万の納税可能者もおるわけでもございまして、特に一万五千元という数字を示された理由を、お伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 この一万五千元という最高限度を押しつけた趣旨は、国民健康保険税は目的税でございまして、受益者に対する負担という考へ方が、相當強くあるわけでもございまして。あくまで庶民主義に徹底いたしますならば、これは今度の制限を設けませんで、所得割に依つてとつて行くのも、一つの考へ方でもございまして、国民健康保険事業や、そういう施設を利用いたします者に対して、課税をいたしますものでございまして、課税を一人の者から受益いたします額をはかるに越えてとるといふことは、目的税の精神から申しても適當でない、かように考へまして、現在の保険料額の最高限度のところとにらみ合せをいたしまして、大体多い方では一万五千元というところが相當である。

御指摘のように三万もく少くはございまして、大抵一万五千円くらいで押えることが、健康保険の反対給付受益度とにらみ合せまして適當ではないかというところで、一万五千元というところに押えた次第でございまして。

○藤田委員 最後にお伺ひしますが、この国民健康保険税の創設によりまして、一般市町村民税の納税に悪影響を及ぼすやうなことはないかという点が懸念されるのでございまして。現在の地方税で飽和点以上になつております納税者に、新規の税金をつくらせたことによりまして、ほかの必要税目の納税に

影響するというようなことが考えられますが、この点に關しまして何か名案がございますかどうか。

それからついでに、先ほど申し忘れましたのでお伺いしておきますが、三百九十一條の大工場の価格の通知は、今年の九月三十日までに行なうことになつております。ところが現在の自治庁の機構、特に税務部の構成を見ますと、非常に手不足でございまして、とうてい十分なる能率を上げることが、不可能ではないかとわれ／＼外部から心配をしておるほど、税務機構が整備されていなくてございまして、この点に關しまして、もしこの期日まで間に合いませんと、市町村におきまして相当徴税上の難関に達することになりますので、この際あらためてお伺いしておきたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 国民健康保険税をとりまします結果として、市町村の納税成績全体に、影響を與えないかという御心配でございまして、この点につきましまして、現在国民健康保険の保険料を滞納いたしておるものが相当ありまするために、大体全体の徴収成績が六〇％程度でございまして、そういうこととでありますために、一般会計の方から国民健康保険の特別会計に繰入れをいたしておるものが相当あるのであります。従ひまして現在のままにおきましては、結局一般会計の方が国民健康保険に食われて来るということでございます。まして、やはり国民健康保険事業自体として、十分一種の独立採算のとれるものにいたしたいという考え方から、どうしても保険税という形で徴収をいたした方が、納税者の側からも、また徴税当局の側からも適當である

う、またこのことは社会保障制度審議会も、それが適當であるという勧告をいたしておりますので、そういうことから保険税に切りかえた次第でございまして、一般の市町村税の納税成績に、さほどの大きな影響は與えない、現在のところのべきものをとるといふだけのことでございまして、さほどに大きな影響はないであらう、かように考えであるのであります。

それから三百九十一條の、地方財政委員会が直接価格の配分をいたす問題でございまして、これは御指摘のごとく、従来中央政府において市町村の固定資産の価格の評価をするというようなことは、なかつたわけでございます。そして、そういう新たな仕事を新たなる地方財政委員会という機関に課しておりますので、御心配のごとく、これは非常に困難な事でありまして、地方財政委員会といたしまして、鋭意この問題を研究し、この法の要求するところに従ひまして、すでに固定資産の価格の配分をいたしておるわけでございますが、ただ同一府県内にありまする市町村の台帳の固定資産の配分につきましては、すべて地方財政委員会で行ふことは、必ずしもその必要はない、かえつて実情のよくわかつておりまする知事がやた方がよろしいというやうなことで、さつきの三百八十九條の方でございまして、これにつきましては府県知事に権限を委譲いたしました。府県知事が評価することにしたしておりますので、半面この三百九十一條の方は、地方財政委員会がそれだけ余力を生ずるわけにございました、それによつて従来よりは、より多くこち

らに力を注ぐことができるであらう、かように考えます。

○前尾委員 それでは午前の會議はこの程度にいたしまして、午後一時半から再会いたします。

午後零時三十四分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕